

熊本市医師連盟規約

(名称及び事務所)

第1条 本連盟は、熊本市医師連盟と称し、事務所を熊本県熊本市に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、熊本市医師会の目的を達成するために必要な政治活動を行なう。

(組織)

第3条 本連盟は、第2条(目的)に賛同する熊本市医師会会員で組織する。本連盟内に熊本県医師連盟熊本市支部を置く。

(事業)

第4条 本連盟は、常時次の活動を行なう。

- (1) 第2条の目的を達成するために必要な政治活動
- (2) 国会その他に代表を進出させる活動

(役員)

第5条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 3名 |
| (3) 常任執行委員 | 若干名 |
| (4) 執行委員 | 若干名 |
| (5) 会計責任者 | 1名 |
| (6) 会計責任者職務代行者 | 1名 |
| (7) 会計監督者 | 3名 |

(役員を選出)

第6条 委員長は、常任執行委員の互選により選出する。

委員長は、本連盟を代表し、連盟業務を統括する。委員長がその職務を果たすことができない場合は副委員長がこれを代行する。

- 2 副委員長は、常任執行委員の互選により選出する。ただし、委員長を代行する順位を決めておかなければならない。副委員長は、委員長を補佐し、必要な場合はこれを代行する。
- 3 執行委員は、本条第4項の常任執行委員と本連盟に所属する代議員、各部世話人、副世話人及び本連盟員の中から委員長が委嘱した者とする。執行委員は、連盟業務を担当する。
- 4 常任執行委員は、本連盟に所属する熊本市医師会会長、副会長、理事、代議員会議長、代議員会副議長とする。常任執行委員は、連盟業務を常時担当する。
- 5 会計責任者、会計責任者職務代行者は、委員長がこれを委嘱する。会計責任者は、連盟の経理を担当する。会計責任者がその職務を果たすことができない場合、会計責任者職務代行者がその職務を代行する。
- 6 会計監督者は、委員長がこれを委嘱する。会計監督者は、経理を監査する。

(実行委員会)

第7条 委員長は、必要と認める時は、本連盟内に実行委員会を設置することができる。

- 2 実行委員は、本連盟員の中から委員長がこれを委嘱する。
- 3 実行委員は、必要とされる連盟の業務を担当する。

(任期)

第8条 それぞれの役員の任期は、熊本市医師会役員の任期に準ずる。

(会議)

第9条 本連盟の会議は、総会、執行委員会及び常任執行委員会並びに実行委員会（実行委員会が設置された場合）とする。

- 2 総会を本連盟の決議機関とする。総会は少なくとも年に1回開催し、収支を含め必要な事項を報告するものとする。
- 3 緊急な場合等は、常任執行委員会にはかり決議することができる。この場合直近の総会において承認を得なければならない。
- 4 会議は、委員長が招集しその議長となる。必要な場合は委員長が他に議長を指名することができる。
- 5 本条に定める会は、それぞれの会の構成員数の過半数（委任状を含む）の出席により成立し、決議は出席者の過半数をもって決することとする。
- 6 総会の決議事項は速やかに連盟員に通知しなければならない。また、連盟員はこれを遵守しなければならない。

(経費)

第10条 本連盟の経費は、会費、寄付金及びその他の収入金をもってあてる。会費の賦課徴収については別に定める。

- 2 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第11条 本規約は、総会において出席者の過半数の同意を得て変更することができる。

(細則の改廃)

第12条 本規約の実施に伴う細則は、執行委員会の決議により、制定及び改廃することができる。

附則 この規約改正は、平成23年8月12日からとする。